

⑬ 月間・運動のご案内



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取り組みが、下請け等の中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

大企業・親事業者と下請け等の中小事業者は共存共栄という認識のもと、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。詳しくは右上の二次元コードをご覧ください。お問い合わせください。

年末の交通事故防止県民運動を実施します

危機管理課(内線 134)

年末は、日没時間が年間を通じて最も早く、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故の多発が懸念されます。交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けましょう。

運動期間 12月1日(金)～15日(金)

スローガン 暗い道 あなたを守る 反射材

運動の重点 (1)子どもと高齢者の交通事故防止(特に横断歩行者の保護)

(2)夕暮れ時と夜間の交通事故防止 (3)飲酒運転の根絶

12月3日～9日は障害者週間です

問 茨城県弁護士会 TEL 029-221-3501

日頃、法律相談の機会が少ない障害者およびその家族を対象に、障害者の人権に関する無料電話相談を実施します。障害者の方が、その障害のためにさまざまな人権侵害を受けたり、あるいは社会参加の機会を不当に奪われたりするなどの問題について、無償で対処の方法や正しい法律知識を提供し、適切なアドバイスを行います。お気軽にご相談ください。

○弁護士による臨時無料電話相談「障害者の人権 110 番」

日時 12月8日(金) 午前10時～正午

相談電話番号 029-233-0322 または 029-233-0323

相談員 茨城県弁護士会人権擁護委員会所属の弁護士

毎年12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」となっています

問 茨城県警察 外事課 TEL 029-301-0110

警察では、拉致に関与したとして北朝鮮工作員等について逮捕状の発付を得て国際手配を行うとともに、拉致容疑事案および北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の真相解明に努めています。

どんな小さなことでも結構ですので、情報をお寄せください。

**「笠間市行政区への加入及び参加を促進する条例」を制定しました。
誰もが、共に支え合い、安心して快適に暮らすことができる
地域社会の実現のため、行政区へ加入しましょう。**